

についても検討していく。

特に、下水道については、水質環境基準達成のために、整備が必要な区域と処理の程度を定める「流域別下水道整備総合計画」を関係県と協力のうえ策定し、これに基づいた整備を進める。さらに、合流式下水道を有する市では、その改善に向けた調査を実施するとともに、必要な対策に取り組んでいく。

また、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7において、生活排水対策重点地域を知事が指定することができることとされ、当該重点地域市町村に対しては、補助制度として特定地域生活排水処理事業の適用があるので、今後、市町村と協議しながら重点地域指定の拡大を推進する。

② 小規模し尿処理施設に対する規制の強化

BOD<sup>\*6</sup>（又はCOD）、窒素及びりんについては、水質汚濁防止法で501人以上のし尿処理施設しか対象になっていないが、生活排水対策強化の視点から、海域の栄養塩状況、処理の実態や浄化対応技術等に関する情報の把握をしながら、規制の強化について検討するものとする。

③ 生活排水対策基本方針に基づく対策の推進及び県民運動の展開

「熊本県生活排水対策基本方針」に基づき、県、市町村、県民等が、浄化槽の適正管理等それぞれの役割分担のもとに生活排水対策を総合的に推進する。また、熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年条例第23号）には生活排水を排出する者の義務として、調理くずや廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等が規定されている。今後、県民がこれらをはじめとした活動に自発的に取り組むよう、環境保全意識の啓発、さらに県民一体となった川や海を守る運動として、平成14年度から取り組んでいる「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」を積極的に展開する。

(ロ) 工場・事業場の排水対策

① 法令の遵守、指導等

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法並びに熊本県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年条例第63号）に基づき、排水規制を行う。また、排水基準が円滑に遵守されるよう、各工場・事業場における排水処理施設の整備・改善、適正な維持管理等の指導を行う。

さらに、工程内対策の推進、原材料の転換等を促進するとともに、小規模事業場向けの高度処理施設等の開発状況を踏まえ、普及に努める。

② 事業場等排水規制の見直し

事業場等からの排水に対する規制について、本県の水質汚濁防止法に係る上乘せ条例においては、以下のような課題を踏まえ、見直すものとする。

○ 上乘せ規制適用区域が6水域であり、緑川水域等には適用がない。

○ 窒素・りんは規制項目になっているが、上乘せ等の規定がない。

○ 排水量が20～50立法メートル未満の事業場等には、窒素・りんの規制がない。

○ 河川に排水する事業場等については、CODの規制がなく、海域との連続性に欠ける。

また、熊本県生活環境の保全等に関する条例での横だし（6業種）規制においても、以下のような点を踏まえ見直すものとする。

○ 熊本県生活環境の保全等に関する条例での規制対象業種については、窒素・りんの規制項目がなく、また、対象施設に小規模畜舎や浄化槽等が含まれていない。

(ハ) 農業・畜産・養殖漁場対策

農業排水対策については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）及び肥料取締法の一部を改正する法律（平成11年法律第111号）が施行されたところであり、土づくりを基本として、生物的、物理的、耕種的防除<sup>\*7</sup>を組み合わせた総合的な防除技術の導入や土壌診断に基づく適正な施肥など、さらに減農薬・減化学肥料栽培などの環境と調和した生産方式の普及促進を図る。また、農業用排水路については、水路が有する水質浄化や生態系の保全、親水性等の多面的機能が発揮されるよう、環境との調和に配慮した整備を推進する。

畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）が施行されたところであり、今後、さらに自給飼料の増産に伴うたい肥の利用を促進するとともに、耕種農家のニーズにあった良質なたい肥の生産を推進し、流通拡大を図っていく。

特に、畜産地帯にあっては、たい肥化等処理施設を計画的に整備していく。

養殖漁場の汚濁負荷の削減については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）及び熊本県新魚類養殖基準に基づき、漁業協同組合（以下「漁協」という。）による漁場改善計画の策定及び計画の着実な実施を指導するとともに、「トラフグ養殖マニュアル」等により、適切な給餌管理を普及し、環境への負荷の低減を図る。

また、環境への負荷の少ない新たな配合飼料の開発に取り組むとともに、海中からりん等を回収し、水質の浄化を図るため、海藻の養殖も併せて行う複合養殖技術を開発する。